

2019年6月4日

お客様各位

株式会社クリューシステムズ

消費税法改正に伴うご請求金額に関するお知らせ

平素より弊社製品をご愛顧賜り、誠にありがとうございます。

このたび、2016年11月に施行されました法律（平成28年法律第85号及び第86号）に基づき、2019年10月1日から消費税及び地方消費税の税率が現行の8%から10%に引き上げられることとなっています。今回の消費税法改正に伴う弊社の消費税率の取り扱いにつきまして、以下のとおりご案内させていただきます。

1. 機器・部品等の販売について

注文書の受領日および契約締結日に関わらず、2019年10月1日以降にご購入いただいた商品に関しては、消費税率10%でご請求させていただきます。

2. 年間契約等のクラウドサービス、保守サービスについて

2019年10月1日以降の契約期間に対して消費税率10%を適用させていただきます。

なお、2019年10月以降の期間を含む SeeIT 利用等のクラウドサービス、保守契約等について、契約時に一括して消費税率8%でご請求させていただいていた場合には、2019年10月以降の期間に関して新税率（10%）と旧税率（8%）の差額を別途ご請求させていただきます。

3. 受託開発について

お客様の検収日が2019年10月1日以降のものは、消費税率10%でご請求させていただきます。

以 上